

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前						
目次 第1章～第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第8節 略 第9節 農林水産部の所管に属する機関 第1款～第5款 略 第6款 水産試験場（第131条 <u>第133条</u> ） 第7款 <u>栽培漁業センター</u> （第134条 <u>第136条</u> ） 第8款 略 第10節～第14節 略 第5章 略 附則 （課及び総室内室並びに内部組織の設置） 第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。	目次 第1章～第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第8節 略 第9節 農林水産部の所管に属する機関 第1款～第5款 略 第6款 水産試験場（第131条 <u>第136条</u> ） 第7款 略 第10節～第14節 略 第5章 略 附則 （課及び総室内室並びに内部組織の設置） 第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。						
<table border="1"><tr><td>部局</td><td>部内</td><td>課及び総室</td></tr></table>	部局	部内	課及び総室	<table border="1"><tr><td>部局</td><td>部内</td><td>課及び総室</td></tr></table>	部局	部内	課及び総室
部局	部内	課及び総室					
部局	部内	課及び総室					

等	局	内室	内部組織
略			
防災局		防災課	略
		危機管理課	略
		消防課	略
総務部		略	
		営繕課	保全担当 一般営繕担当 学校・耐震営繕担当 技術企画担当
		略	
	行財政改革局	略	
		業務効率推進課	改革推進担当
		略	
企画部	略		
	地域づくり支援局	自治振興課	財政担当 分権自治担当 選挙担当
	略		
略			
福祉保健部		略	
		子育て応援室	子育て王国推進担当 保育・幼児教育担当 母子保健担当
		家庭福祉支援総室	DV・ひとり親福祉担当 児童養護担当
		略	
略			
農林水産部		略	
		森林づくり推進室	
		農業総室	総務企画担当 式典施設 植樹祭準備室 植樹担当
		略	
		農林総合研究	企画総務部
略			

等	局	内室	内部組織
略			
防災局		防災チーム	略
		危機管理チーム	略
		消防チーム	略
総務部		略	
		営繕課	保全担当 一般営繕担当 学校営繕担当 耐震営繕担当
		略	
	行財政改革局	略	
		業務効率推進課	改革推進担当 規制緩和 ・外郭団体担当
		略	
企画部	略		
	地域づくり支援局	自治振興課	分権自治担当 財政担当 選挙担当
	略		
略			
福祉保健部		略	
		子育て応援室	子育て王国推進担当 健全育成担当 保育・幼児教育担当 母子保健担当
		家庭福祉支援総室	DV・母子福祉担当 児童養護担当
		略	
略			
農林水産部		略	
		森林づくり推進室	
		農業総室	
		略	
		農林総合研究	企画総務部
略			

	所	
	略	
	略	
県土 整備 部	略	
	道路企画課	路政担当 企画調査担当 維持係 安全施設係
		略
	略	
	空港港湾課	管理担当 港湾担当 空 港係 漁港係 鳥取港利 用促進担当
	略	

(防災局各課の所掌事務)

第6条の3 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 防災課 略
- 危機管理課 略
- 消防課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 福祉保健課～長寿社会課 略
- 子育て支援総室
- (1)及び(2) 略
- (3) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (4)及び(5) 略
- (6) 児童手当等に関すること。
- (7)～(12) 略
- 医療政策課～健康政策課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 農政課～農地・水保全課 略
- 森林・林業総室
- (1)～(25) 略
- (26) 全国植樹祭の準備に関すること。
- (27) 略
- 全国豊かな海づくり大会推進課～農林総合研究所
林業試験場 略
- 水産振興局水産課
- (1)～(11) 略
- (12) 水産試験場、栽培漁業センター及びとっとり

	所	
	略	
	略	
県土 整備 部	略	
	道路企画課	路政担当 企画調査係 維持係 安全施設係
		略
	略	
	空港港湾課	管理担当 港湾係 空 港係 漁港係 鳥取港利 用促進担当
	略	

(防災局各課の所掌事務)

第6条の3 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 防災チーム 略
- 危機管理チーム 略
- 消防チーム 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 福祉保健課～長寿社会課 略
- 子育て支援総室
- (1)及び(2) 略
- (3) 母子及び寡婦の福祉に関すること。
- (4)及び(5) 略
- (6) 児童手当に関すること。
- (7)～(12) 略
- 医療政策課～健康政策課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 農政課～農地・水保全課 略
- 森林・林業総室
- (1)～(25) 略
- (26) 略
- 全国豊かな海づくり大会推進課～農林総合研究所
林業試験場 略
- 水産振興局水産課
- (1)～(11) 略
- (12) 水産試験場及びとっとり賀露かっこ館に関

賀露かにつこ館に関すること。

(13)及び(14) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災課
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機管理課
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	消防課 （医療政策課が担当する事務を除く。） 略
略		

(内部組織)

すること。

(13)及び(14) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災チー ム
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機管理 チーム
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	消防チー ム（医療政策課が担当する事務を除く。） 略
略		

(内部組織)

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

略			
中部 総合 事務所	略	略	
		福祉保	福祉企画課 指導支援係 高齢者支
		健局	福祉支援課 保護係 母子支援係
		略	
		健康支援課	健康づくり支援係
		医薬・疾病 対策室	
略			
西部 総合 事務所	県民局	略	
		大山中海観	観光担当
		光課	
		略	
		商工労働課	商工労働担当 食のみ やこ担当
		略	
略			

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

(1)～(10) 略

(11) 文化芸術の振興に関すること。

(12) 略

県民局大山中海観光課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

県民局大山自然歴史館 略

県民局商工労働課

(1)及び(2) 略

(3) 地元食材のブランド化及び販路拡大に関する

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

略			
中部 総合 事務所	略	略	
		福祉保	福祉企画課 指導支援係 介護保険
		健局	福祉支援課 保護係 母子高齢者係
		略	
		健康支援課	医薬係 感染症・疾病 対策係 健康づくり支 援係
略			
西部 総合 事務所	県民局	略	
		大山中海振	文化・観光担当 食の
		興課	みやこ担当
		略	
		商工労働課	商工担当 労働担当
		略	
略			

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

(1)～(10) 略

(11) 略

県民局大山中海振興課

(1) 文化芸術の振興に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 地元食材のブランド化及び販路拡大に関する
こと。

(6) 略

県民局大山自然歴史館 略

県民局商工労働課

(1)及び(2) 略

こと。

県民局庶務会計課及び県民局農商工連携チーム
略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務
は、次のとおりとする。

県民局企画県民室

(1)～(3) 略

(4) 日野郡3町との連携、共同処理の推進に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

県民局庶務会計チーム及び県民局商工観光チーム
略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1)～(4) 略

(5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所及び中部総合事務所に限る。)

(6)～(13) 略

福祉保健局福祉支援課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第1号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所及び中部総合事務所を除く。)

(2)～(4) 略

(5) 母体保護及び母子保健に関すること(中部総合事務所に限る。)

県民局庶務会計課及び県民局農商工連携チーム
略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務
は、次のとおりとする。

県民局企画県民室

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

県民局庶務会計チーム及び県民局商工観光チーム
略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1)～(4) 略

(5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所に限る。)

(6)～(13) 略

福祉保健局福祉支援課

次に掲げる事務(西部総合事務所にあつては、第1号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所を除く。)

(2)～(4) 略

福祉保健局障がい者支援課 略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第16号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(12) 略

(13) 母体保護及び母子保健に関すること（中部総合事務所を除く。）。

(14)～(17) 略

福祉保健局福祉保健課 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局大山中海観光課又は県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。

(11)及び(12) 略

生活環境局建築住宅課 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

県土整備局維持管理課

(1)～(5) 略

(6) 事務所の車両に関すること。

福祉保健局障がい者支援課 略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第16号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(12) 略

(13) 母体保護及び母子保健に関すること。

(14)～(17) 略

福祉保健局福祉保健課 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局大山中海振興課又は県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。

(11)及び(12) 略

生活環境局建築住宅課 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)及び(2) 略

(3) 事務所の車両に関すること（西部総合事務所を除く。）。

(4) 略

(5) 略

県土整備局維持管理課

(1)～(5) 略

(6) 事務所の車両に関すること（西部総合事務所に限る。）。

(名称、位置及び所管区域)

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡大山町
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡日野町

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援担当
鳥取県中部福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 高齢者支援係
	福祉支援課	保護係 母子支援係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所及び中部福祉事務所に限る。)

(2) 略

福祉支援課

次に掲げる事務(西部福祉事務所にあつては第3号、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(名称、位置及び所管区域)

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡及び八頭郡	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡南部町、伯耆町及び大山町	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援担当 精神保健担当
鳥取県中部福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 介護保険係
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所に限る。)

(2) 略

福祉支援課

次に掲げる事務(西部福祉事務所にあつては第3号、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1)~(4) 略

(5) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所及び中部福祉事務所を除く。)

(6)及び(7) 略

障がい者支援課及び福祉保健課 略

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	略	
	障がい者支援課	精神保健担当
	略	
鳥取県倉吉保健所	生活安全課	食品担当 動物・鳥獣係
	福祉企画課	指導支援係 高齢者支援係
	福祉支援課	母子支援係
	障がい者支援課	心と女性の相談室
	健康支援課	健康づくり支援係
鳥取県米子保健所	略	
	障がい者支援課	精神保健係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課 略

福祉支援課

地域保健法第6条第8号(母性及び乳幼児の保健に関するものに限る。)に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

障がい者支援課 略

健康支援課

地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号

(1)~(4) 略

(5) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所を除く。)

(6)及び(7) 略

障がい者支援課及び福祉保健課 略

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援担当 精神保健担当
	略	
鳥取県倉吉保健所	生活安全課	食品担当 動物・鳥獣係 自然公園係
	福祉企画課	指導支援係 介護保険係
	障がい者支援課	障がい者支援係
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康づくり支援係
		略
鳥取県米子保健所	略	
	障がい者支援課	障がい者支援係 精神保健係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課 略

障がい者支援課 略

健康支援課

地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号

から第9号まで、第11号、第12号及び第14号（第2号にあっては福祉企画課の所掌に属するものを、第3号にあっては生活安全課の所掌に属するものを、第8号にあっては福祉支援課の所掌に属するものを、第12号にあっては福祉保健課の所掌に属するものをそれぞれ除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関する事。

環境・循環推進課～福祉保健課 略

（内部組織）

第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び発達障がい者支援センターを置く。

（所掌事務）

第82条 児童自立支援施設は、児童福祉法第44条の規定による不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援するとともに、当該児童自立支援施設を退所した者に対する相談その他の援助を行う事務を所掌する。

（設置）

第100条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交通事故相談所	鳥取市	鳥取県の区域
鳥取県米子交通事故相談所	米子市	

（所掌事務）

第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

（1） 略

（2） その他水産技術の普及指導に関する事。

から第9号まで、第11号、第12号及び第14号（第2号にあっては福祉企画課の所掌に属するものを、第3号にあっては生活安全課の所掌に属するものを、第12号にあっては福祉保健課の所掌に属するものをそれぞれ除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関する事。

環境・循環推進課～福祉保健課 略

（内部組織）

第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び自閉症・発達障害支援センターを置く。

（所掌事務）

第82条 児童自立支援施設は、児童福祉法第44条の規定による不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する事務を所掌する。

（設置）

第100条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交通事故相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県倉吉交通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

（所掌事務）

第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

（1） 略

（2） 水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関する事。

（3） その他水産技術の普及指導並びに沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関する事。

(内部組織)

第133条 水産試験場に、管理担当、漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を置く。

第7款 栽培漁業センター

(設置)

第134条 栽培漁業センターを次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町

(所掌事務)

第135条 栽培漁業センターは、次に掲げる沿岸漁業及び内水面漁業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関すること。
- (2) その他沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関すること。

(内部組織)

第136条 栽培漁業センターに、管理担当、生産技術室、増殖技術室及び試験船おしどりを置く。

第8款 とっとり賀露かっこ館

(内部組織)

第133条 水産試験場に、総務課、沖合漁業部及び沿岸漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、沖合漁業部に漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を、沿岸漁業部に生産技術室、増殖技術室及び試験船おしどりを置く。

第134条から第136条まで 削除

第7款 とっとり賀露かっこ館

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正)

2 鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和44年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。
第6条第3項中「消防チーム長」を「消防課長」に改める。